

平成30年度第7回香川地方最低賃金審議会議事録

平成31年3月19日(火)

於：香川労働局 第1会議室

出席者           公益側           東、籠池、佐川、高塚、松浦  
                  労働者側       大島、瀧、立石、土田  
                  使用者側       綾田、篠原、友國、濱田、福家

議 題           (1) 2019(平成31)年度特定最低賃金の新設、  
                  廃止及び改正の申出の意向確認について  
                  (2) 2019(平成31)年度最低賃金の審議の進め方  
                  等について  
                  (3) その他

【賃金室長】 第7回香川地方最低賃金審議会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、労働者側の中村委員がご欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本審議会が成立していることをご報告いたします。

議題に入ります前に、本年1月末に使用者側の安部委員が退任されまして、後任の方を任命させていただいております。篠原委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは松浦会長、議事の進行をお願いいたします。

【松浦会長】 ただ今より、平成30年度第7回、今年度最後の香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

それでは、早速議題に入ります。

本日の議題は、会次第にありますように、

(1)「2019(平成31)年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について」

(2)「2019(平成31)年度最低賃金の審議の進め方等について」

(3)「その他」

となっております。

まず、議題(1)の「2019(平成31)年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について」です。

このことについて、労使各側より新設、廃止及び改正の申出の意向をお伺いしたいと思いますが、まず、資料について事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】 それではご説明いたします。

特定最低賃金につきましては、次年度において新設、廃止及び改正の申出を行う業種について、この時期に、その意向の有無を審議会において確認することとしております。

そして、現在、香川県において設定しております4業種の特定最賃のすべてにつきまして、労働者側から文書により改正申出の意向表明がなされております。

資料の2-1から2-4に、意向表明の写しを添付しておりますが、4業種とも金額のみの改正申出の意向ということでございます。

また、ご参考までに、資料の3-1に「香川県の特定最低賃金の推移」を、資料3-2に「特定最低賃金対象業種の状況」を添付しております。

新しい委員の方もおられますので、資料3-1と3-2について少しご説明しておきます。

まず3-1ですが、30年度についてみますと、地域別最賃は792円、26円引き上げられております。船舶は928円、25円引き上げ、機械は915円で25円引き上げ、

電気は 8 6 2 円、2 1 円引き上げ、冷食は 7 9 3 円、2 6 円引き上げとなっております。船舶、機械、電気は、地域別最賃と同様、右肩あがりとなっておりますが、冷食につきましては、1円から2円の上げ幅だったのが、29年から大幅な引き上げとなっております。

続きまして資料3-2ですが、1が適用事業場数の推移、2が基幹労働者数の推移、3は申し出者が代表する基幹労働者数の推移となっております。改正の申出要件といたしまして、「基幹的労働者の概ね3分の1以上のものの合意による申出」という基準がございますが、2の基幹労働者数の推移の平成30年度を見ていただいて、たとえば、一番人数の多いところの機械の基幹労働者数が6,663人、この3分の1は、2,221人となりますので、3の申出者が代表する基幹労働者数の推移の平成30年度の機械の欄を見ていただくと、2,708人となっておりますので、3分の1の2,221人以上ですので、要件を満たしていることとなります。

4は影響率です。平成30年度を見ますと、香川県最低賃金は、6.5%、冷食6.7%、機械3.5%、船舶5.6%、電気5.0%となっております。

5の中位数、6の引上げ額の推移は、またお目通しく下さい。以上でございます。よろしくお願ひします。

【松浦会長】 労働者側は、来年度の特定最低賃金に関して、金額の改正申出の意向ありとのことですが、補足して何かご意見等、又、使用者側からのご意見等ございましたらお願ひします。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 現行の4つの特定最低賃金について、2019(平成31)年度は、労働者側より金額のみの改正の申出予定

がある旨確認いたしましたでしたが、よろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり)

【松浦会長】 それでは、次年度の特定最低賃金の審議に向けまして、今後、関係労使当事者間で話し合うなど、意思疎通を図っていただくようお願いいたします。

御承知のとおり、特定最低賃金は労使のイニシアティブにより設定されるものであり、労使が歩み寄り、双方納得の上で決定されることが求められているということでございますので、次年度における円滑な審議のため、この点について、公益代表として、改めてお願いしておきたいと思っております。

事務局の方から、次年度の特定最賃の申出に係る留意点について、説明をお願いします。

【賃金室長】 はい、「2019（平成31）年度特定最低賃金の改正に関する申出の意向」の確認がございましたので、資料4の「特定最低賃金の基幹的労働者である適用労働者数」の欄をご覧ください。

先ほども申し上げましたとおり、改正の申出要件の中に「基幹的労働者の概ね3分の1以上のものの合意による申出」という基準がございます。この基準には、原則この数字を使用することといたしております。

この表につきましては、最新の経済センサス数値（平成30年6月公表の平成28年経済センサス－活動調査：平成28年6月1日現在のデータ）を基礎とし、平成28年6月より平成30年11月までの時間経過による数値変動を補正しております。

適用除外労働者数については、今申し上げた要領にて補正した「労働者数」に除外率をかけます。除外率は、平成30年6月に実施した最低賃金基礎調査の結果より算出した値、（適用除外労働者数÷労働者数）を乗じて算出しております。

また、特定最低賃金の改正に関する申出書の提出時期で

すが、例年、7月初旬を目途にご提出いただいておりますので、よろしく願いいたします。

【松浦会長】　続きまして、議題（2）の「2019(平成31)年度最低賃金の審議の進め方等について」の審議に入ります。事務局から説明してください。

【賃金室長】　それではご説明いたします。

毎年、その年度の審議を振り返り、申し送るべき事項を取りまとめまして、「審議の進め方等」の案として、次年度審議会へ申し送りをしていただいております。

資料の5-1としてお付けしております「2019(平成31)年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」をご覧ください。

本年度の「審議の進め方」を修正した箇所は無く、30年度と同様の内容であり、年度、年のみを修正したものとなっております。新元号がわかりませんので、2019(平成31)年度、2019年という表記にさせていただきます。

なお、本年度の審議では、地域別最低賃金については、「審議の進め方」のとおり10月1日発効、特定最低賃金については、4業種ともすべて12月15日発効となりました。次年度の審議に当たりましても、中賃での目安審議の時期等について不透明な状況ではございますが、現時点では従前の内容によりまして審議をお願いいたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

念のため読み上げて説明にかえさせていただきます。

【事務局】　それでは読み上げます。

2019(平成31)年度最低賃金の審議の進め方等について(案)

#### 1　審議の進め方について

- (1)　香川県最低賃金は、特定(産業別)最低賃金に先行して調査審議する。

(2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。

(3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。

(4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。

(5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。

この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。

(6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。

(7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。

(8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。

(9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

## 2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については2019年10月1日を努力目標とする。

## 3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産

業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

(1) 2019年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。

(2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹労働者の範囲については現行どおりとする。

(3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、2019年12月15日を努力目標とする。

(4) 2020年度の申出については、本年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

以上でございます。

【松浦会長】 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問があればお願いします。

【立石委員】 ここでご質問するのが適切かどうかは分かりませんが、先ほど、賃金室長から少し含みを持った中央目

安というところの表現がありました。もし、噂のある中央目安の行い方に変更がある場合は、この審議会がどうなるのかということが分かりませんし、この審議の進め方等も変更になるような可能性もあると思われまますので、そのあたりの突発的な動きに対する対応というものを伺いたしたいと思います。

【賃金室長】 今のところ何の情報もありませんので、なんとも申し上げられませんが、もし、突発的なことが起これば、その時点で見直しをする必要があるとは思っています。

何か提供できる情報が入ってきましたら、皆様へ情報提供したいと思っています。

【大島委員】 審議の進め方等の2の香川県最低賃金の効力発生日については10月1日を努力目標とするとなつていますが、これですと来年度はいつまでに決定しなければいけませんか。

【賃金室長】 後ほどご説明する予定ですが、P26資料5-3の赤で印字している部分をご覧ください。

8月5日に答申をいただくと法定発効日は9月29日となり、10月1日の指定日発効が可能です。

それが遅れて8月6日になりますと、法定発効日が10月2日となり、10月1日には間に合いません。

ということで、遅くとも8月5日までに答申をいただきたいと思っています。

【松浦会長】 それでは、ただ今ご審議いただきました内容をもって成案とし、次年度の審議会へ申し送ることにいたします。

なお、審議にあたり業界の実情把握の必要がある場合には、実地視察を行うこととしておりますが、このことについて、事務局からお願いします。

【賃金室長】 今年度は、特定最賃「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」の实地視察ということでアオイ電子株式会社にご協力をいただきました。

本日は、来年度の実施について、お諮りしたいと思います。平成27年度は冷食、28年度は船舶、29年度は機械、30年度は電気でしたので、特定最賃がひと通り終わりました。

県最賃対象事業場を視察することも考えられます。たとえば、中小企業、小規模事業者への支援である業務改善助成金の申請事業場へ行くという方法も考えられるところではありますが、その場合は、県最賃の審議日程にあわせることとなりますので、実施時期が早くなり、7月になろうかと思いますが、かなりスケジュール的にタイトになってくると思われます。

特定最賃であれば、時期的には9月頃と思います。

視察対象事業場、実施時期等につきましてご意見をお伺いできればと思います。

【松浦会長】 それでは、实地視察について、ご意見を願います。

【土田委員】 7月は、労働者側としては難しいと思います。

【松浦会長】 それでは、ただいまのご意見等を来期も引続き検討し、次年度の審議会へ申し送ることとします。

次に、議題（3）のその他に移ります。

事務局で、何かありますか。

【賃金室長】 資料No.5-2として「【昭和61年2月14日】現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」をお付けしております。これは、先ほどの「2019(平成31)年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」の3に関するものです。特にP22からの「運用方針」

をご確認いただければと思います。

資料No. 5 - 3 は、先ほどご説明しましたが、平成31年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表でございます。地域別最低賃金におきましては、10月1日発効とするためには、赤い字のところですが、8月5日に答申があれば、発効が法定日だと9月29日ということになります。もし、答申が8月6日になると、法定日発効が10月2日となってしまいますので、遅くとも8月5日までに答申を頂き、10月1日の指定日発効とする必要があるということでございます。

特定最賃につきましては、赤字の10月16日のところを見ていただくと、10月16日に答申があれば、12月15日の法定日発効となるということですので、12月15日の発効を目指すのであれば、遅くとも10月16日までに答申をいただく必要があるということでございます。

それから、資料No. 6 としまして本年度に開催いたしました本審、運営小委員会、各専門部会の開催状況を取りまとめた表をお付けしております。

次年度におきましても、同様の流れで審議をお願いすることになるかと思えます。

【松浦会長】 ただいまの事務局からのご説明で、何かございますか。ないようですので、事務局、その他に何かありますか。

【賃金室長】 今年度の審議に於いて最低賃金の引き上げにあたっては、その影響が大きい中小企業・小規模事業者への効果的な支援が必要とのご意見をいただいておりますので支援策についてご紹介させていただきます。

業務改善助成金についてですが、今年度の実施状況は、14件の交付決定がありました。昨年度は9件でしたので、

少し増えております。

また、最低賃金の重点監督を第4四半期に実施したところですが、それに合わせて、この合同庁舎におきまして「香川県働き方改革推進支援センター」の出張相談を7日間行い、8件の相談がございました。

支援策につきましては、引き続き周知を行っていくこととしております。

それから、審議会に提出する資料についてですが、今年度は、目安審議で使用した「改定状況調査の結果」、日本銀行高松支店の「金融経済概況」「全国企業短期経済観測調査結果（短観）」、「消費者物価指数」、内閣府の「月例経済報告」、四国経済産業局の「香川県内 経済概況」、「春季賃上げ妥結状況」等を提出させていただきました。

このほか、当局で調査分析いたしました「基礎調査結果」がございました。再度ご確認いただき、資料の廃止、追加等についてご意見がございましたら賜りたいと考えております。

【松浦会長】 ただ今の事務局の説明に対して、何かご質問、ご意見等はございませんか。

【大島委員】 県最賃の発効日が10月1日になりますと、このままの政局でいくと恐らく消費税が10月1日から10%となり、例年と違った状況になるのではないかと考えております。

今のところ、それぞれの労使で賃金引き上げの団体交渉をしておりますが、これはどちらかと言えば過年度物価上昇に対してどうなんだという形の引き上げが多くあり、消費税増税の影響は勘案されていないまま進んでいると思っています。

10月1日以降、最低賃金近辺で働かされている労働者の方々の生活に消費税増税分がどのような影響があるかとかの資

料がもしあれば参考にしながら、実際、どういうふうに最低賃金を見ていくのかということを考える必要もあると思います。

恐らく、この春の賃上げだけを見ていきますと、消費税増税分を加味されないまま決定されるということが考えられますので、そのあたりをどのように加味できるかというところを是非ご検討いただければと思います。

【松浦会長】 今期最後の審議会になります、他に何かご意見はございませんか。

【立石委員】 この一年間、最低賃金決定で例年のように公労使の合意形成ができないまま賃金改定になったことに関しては、非常に残念であると思っております。

来年度に向けて、公労使が一致した金額を見出していくためにも、我々としても意見を合わせながら進めたいと思っております。

労働者代表として世間の一般情勢、経済状況を見ながらの賃金上昇を目指したいと思っておりますので、来年度、公労使一緒になって県最賃、特定最賃の審議に臨みたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【福家委員】 今、立石委員が言われたように、今年度は少し意見の一致が見られなかったということもありましたが、今後の経済見通しであるとか、先ほどの大島委員の消費税増税の問題とか、最近の経済情勢が少し転換点にあるということ、あるいは又、統計調査問題とか課題が山積しておりますので、経営者側としても精いっぱい努力を続け、公労使が十分に審議を尽くして進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【松浦会長】 事務局の方もよろしいですか。

【賃金室長】 では最後に、平成31年4月20日をもって公益

代表の松浦会長、高塚委員、佐川委員が退任されます。

松浦会長におかれましては、平成19年より、高塚委員におかれましては、平成21年より、佐川委員におかれましては平成29年より最賃審議に携わられ、香川県における最低賃金の決定にご尽力いただいたところでございます。

本当にありがとうございました。

【松浦会長】 ただ今ご紹介のありましたとおり、公益委員3名、4月20日をもって退任ということでございます。

退任委員3名を代表してご挨拶を申し上げます。

本当に長い間ありがとうございました。

労使の委員の方々の立場は違えども、双方、理解し努力していただき円滑かつ充実した審議を尽くしていただきました。

おかげさまをもちまして、我々、公益委員としての職責を果たすことができましたことを深く感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。

【賃金室長】 ありがとうございました。

それでは最後に、亀澤局長よりご挨拶を申し上げます。

【亀澤労働局長】 今年度、最後の香川地方最低賃金審議会の終了に当たりまして、一言、御礼の御挨拶を申し上げます。

先ほど、地域最賃については、来年度の審議会運営方法などについて確認がなされましたし、特定最賃につきましては意向表明があって、今後、労側には要件を具備するまでのご努力をいただき、夏の申出をお待ちいたします。

松浦会長を始め、各委員の皆様におかれましては、この一年、香川県最低賃金、4つの特定最低賃金の改正につきまして、真摯に御審議をいただき、誠にありがとうございました。

今年度におきましても、働き方改革実行計画などに盛り込まれた最低賃金引上げの政府方針にも配意しつつ、中賃からの高い引上げ

の目安額が示され、例年にも増して難しい審議になったのですが、慎重に御審議をいただき、労使代表委員の御理解と御協力並びに公益代表委員のご尽力により、取りまとめていただいたことに対しまして改めて感謝申し上げます。

今期をもって、退任されます松浦会長、高塚委員、佐川委員におかれましては、最低賃金の改正決定に多大なる御尽力を賜り、ありがとうございました。

今後益々の御活躍を祈念申し上げますとともに、委員ご退任後も、労働行政に対し、御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、次年度におきましても引き続き円滑な審議が行われますよう、お願いいたしまして御礼のご挨拶とさせていただきます。

一年間、本当にありがとうございました。

【松浦会長】 以上をもちまして、本年度最後の本審議会を閉会といたします。

— 了 —